

議 第 4 1 号
令和 5 年 5 月 2 5 日 提出

熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について

熊本市公民館運営審議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 9 条及び第 3 0 条並びに熊本市公民館条例（昭和 4 3 年条例第 1 6 号）第 9 条の規定により、熊本市公民館運営審議会の委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 2 号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市公民館運営審議会 委員名簿（案）

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備 考
学識経験者	香崎 智郁代	九州ルーテル学院大学人文学科准教授	再任
学識経験者	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授	再任
学識経験者	藤井 美保	熊本大学教育学部准教授	再任
学校教育	安達 寿夫	熊本市中学校長会 井芹中学校長	再任
学校教育	穴井 佳典	熊本市小学校長会 龍田小学校長	再任
学校教育	村本 博文	熊本市立幼稚園会 向山幼稚園長	新任
社会教育	境内 優利	熊本市青少年健全育成連絡協議会評議員	再任
社会教育	前出 良三	熊本市地域公民館連絡協議会理事	新任
家庭教育	郷原 久美子	熊本市子ども会育成協議会副会長	新任
家庭教育	清水 妃文	家庭教育学級長（画図小学校）	新任
家庭教育	栢木 孝一	熊本市民生委員児童委員協議会副会長	新任
家庭教育	原田 英之	熊本市PTA協議会 常任理事	新任
家庭教育	福島 貴志	熊本市ボランティア連絡協議会副会長	再任
社会教育	城島 理子	市民公募	新任

任期：令和5年（2023年）6月1日から令和7年（2025年）5月31日まで

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）

（公民館運営審議会）

第9条 法第29条の規定に基づき、第2条に規定する公民館を通じて一の熊本市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、15 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○熊本市公民館運営審議会規則（昭和 26 年規則第 21 号）

（趣旨）

第1条 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館の運営に関する事項につき調査し、及び審議するものとする。

（招集）

第2条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長が必要と認めたとき招集する。

（委員長）

第3条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会の会議及び事務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

（審議会）

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（書面審議）

第5条 委員長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。